

令和 7 年 第 2 回 定例教育委員会 会議録

招集日時		令和 7 年 2 月 1 9 日		午後 6 時 3 0 分	
開会日時		令和 7 年 2 月 1 9 日		午後 6 時 3 0 分	
閉会日時		令和 7 年 2 月 1 9 日		午後 7 時 3 0 分	
開催場所		ふじみ野市役所 第 2 庁舎 3 階 B 3 0 1 会議室			
教 育 長		朝 倉 孝			
委 員 出 席 状 況	席番	氏 名	出席別	説明のため出席した者	
	1	茂井万里絵	出席	教 育 部 長 山中 昇	社会教育課長 木村 裕之
	2	吉野 榮	出席	教育総務課長 内田 和明	主幹兼上福岡西公民館長 内田 徳子
	3	西山 幸吉	出席	学校教育課長 石川 聖徳	
	4	星野 弘明	出席	学校給食課長 山崎 純	
			主幹兼あおぞら学校給食センター所長 大高 修一		
書 記	教育総務課係長 田島 輝		傍聴人数		2 人
会 議 概 要					
議 事 等					
報告第 2 号		専決処理に関する報告について（ふじみ野市教育委員会職員人事について）			
第 6 号議案		第 3 期ふじみ野市教育振興基本計画を策定することについて（可決）			
第 7 号議案		第 3 期ふじみ野市教育振興基本計画アクションプラン（案）について（継続審議）			
第 8 号議案		ふじみ野市立小・中学校職員服務規則の一部を改正する規則（可決）			
(午後 6 時 3 0 分)		○開会の宣告			
教育長		ただ今から、令和 7 年第 2 回定例教育委員会会議を開会いたします。			
		○会議録の承認			
教育長		まず始めに、前回の定例会会議録の承認についてです。			
		事前に委員の皆様にお配りしておりますが、何か確認事項等がございますか。			
星野委員		8 ページの吉野委員の「福岡河岸記念館はそのまま変わらないのでしょうか。」という発言は、私の発言ではないのでしょうか。			
吉野委員		私は発言していないので、そのとおりだと思います。			

教育長	ただいまご指摘のあった吉野委員の標記を星野委員に修正するという ことでよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	それでは、そのように修正させていただきます。 他いかがでしょうか。 特にないようですので、会議録については先程の修正を反映させたい うで、承認してよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	それでは、会議録につきましては、先程の修正を反映させたいうで承 認いたします。 後ほど、委員の皆様のご署名をお願いします。
	○教育長からの報告
教育長	私からの報告は、ございません。 何か、確認事項等はございますでしょうか。
各委員	(確認事項なし)
	○本日の議事
教育長	それでは議事に入ります。
	○審議順序の変更及び非公開の確認
教育長	審議を円滑に進めるため、委員の皆様にお諮りしたいことがございま す。 報告第2号「専決処理に関する報告について（ふじみ野市教育委員会 職員人事について）」は、人事案件のため、非公開とし最後にご報告さ せていただきたいと思います。 以上、よろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	それでは、そのように決定いたします。 本会議に提案させていただいた議事の件数は、報告事項1件、議案3 件です。

教育長 教育部長 教育長 教育総務課長	○報告・提案理由の説明 それでは、教育部長から報告事項 1 件の報告理由の説明及び議案 3 件の提案理由の説明をお願いします。 (報告・提案理由の説明) ○第 6 号議案 それでは、第 6 号議案「第 3 期ふじみ野市教育振興基本計画を策定することについて」の説明を教育総務課長よりお願いします。 第 3 期ふじみ野市教育振興基本計画については、これまで、令和 5 年度から計画策定のための策定委員会を立ち上げ、令和 5 年度には 4 回、令和 6 年度で 4 回、計 8 回の会議で審議を行いました。併せて同様に「庁内検討チーム会議」を開催し、議論を行ってきました。 去る、1 月 3 0 日（木）に第 8 回目の策定委員会を開催し、計画案の策定を終え、木村委員長から教育長に計画案の手交が行われたところです。 第 8 回会議では、パブリック・コメントでの意見に対する、市の考え方などの結果を説明し、ご審議を頂きました。 資料の「第 3 期ふじみ野市教育振興基本計画（案）に関する意見等の募集」をご覧ください。 パブリック・コメントは、令和 6 年 1 2 月 1 0 日から令和 7 年 1 月 1 0 日までの 1 ヶ月間、市の H P や市内公共施設で募集を行いました。提出者数は 3 人、提出件数は 3 件、うち書面によるものが 2 件、電子によるものが 1 件でした。 パブリック・コメントで頂いた主な意見としては、教職員の労働環境について、タブレット学習について、地域協働学校などに関してのご意見がありましたが、策定委員会としては、計画において施策として対応していく旨の記載がありますことから、計画案の修正は行わないものと判断いたしました。 策定委員会での主なご意見としては、「教員が足りていない、市内の学校で教頭が教壇に立っている」という質問への回答に対し、委員から
---	---

	の「今後の対応などもあった方が良いでしょう。」とのご意見を受けて、学校マネジメント支援員の配置等について記載を加えたものとしております。 また、「地域協働学校の推進」の質問に対する回答について、「せっかく地域協働学校に興味を持っていただいている方なので、答えを整理してお伝えすることが大切では」とのご意見を受けて、取り組み内容をより具体的に付け加えました。 以上が、パブリック・コメントに対する主なご意見でございます。 次に、資料の「第3期ふじみ野市教育振興基本計画（案）」を基に前回会議でのご指摘を受けた修正箇所を中心に、抜粋して説明いたしました。 今回の修正は、字句等の修正などが主なものであり、特にご意見は無く、計画案として承認を頂いたところです。 また、「2年間を振り返って、委員からご意見を頂き、いろいろと挿絵やグラフ、表が沢山入っていて、とても見やすくなった。」、「読んでいてとても感慨深く、色々な事を思い出した。」などのご意見を頂いたところでございます。 第3期ふじみ野市教育振興基本計画は令和7年度から6年間の計画となりますが、今後10年先を見据えた計画となります。 これまで2年間にわたって委員の皆さんに検討いただいていたものです。都度都度、この委員会の中でもご報告させていただいて、様々なご意見をいただいているところですが、今日は最終決定という場ですので、是非委員の皆さんの思いも含めて、ここでお出しいただければと思います。 この案件について、委員の皆様からご質問がございましたらお願いします。 パブリック・コメントの「教頭が教壇に立ってクラスを受け持っている。」という質問について、回答の方では、「教頭が一時的に担任の業務を担うことがあります。」ということですが、学校教育法上では教頭が必要に応じて教育することもできるような文言が記載されていますが、ふじみ野市の場合は担任を受け持つというケースはあるのでしょうか
教育長	
吉野委員	

	か。
学校教育課長	現状、ございます。
吉野委員	それは、代員が見つからないということでしょうか。
学校教育課長	代員が見つからない状況の間、学校のそれぞれの事情に応じて、教頭や教務主任が入っているという場合がございます。
吉野委員	文部科学省の方では、代員等が見つからない場合は本採用教員を充てることができるということを聞いたことがあります、埼玉県の場合は産休、病休、育休の代員について、本採用教員を充てているケースはあるのでしょうか。
学校教育課長	はい、ございます。
吉野委員	今現在、ふじみ野市においては、そういった申請は行っているのでしょうか。
学校教育課長	行っております。
吉野委員	わかりました。ということは、今代員を探していて、どうしても確保できない時は、教頭が担任を受け持っているということですね。
教育長	ただいま学校教育課長が説明した通りですが、小学校の場合に担任以外に教務主任と教頭、あるいは更に加配の教員が何人かいます。そういった教員を充てていっても、最終的に教頭を充てざるを得ない状況があります。例えば、教員が突然病気になる、あるいは産休に入った場合に、昔であれば教員になりたい人達が沢山名簿に載っていた時代があるわけですが、今は名簿に名前を載せる人もいなくなるくらいに、埼玉県だけではなく日本全国で教員が不足しています。どうしても今いる教員の中で担任をやり、特に小学校の場合には、担任の先生がいなくなると子どもの方も不安になりますので、一時的でも教頭が担任をやらざるを得ないという状況は残念ながらございます。
	ある程度は学校運営に支障が出るかもしれませんが、やはり子どもといる時間が一番大切ですので、担任を務めざるを得ないということになってまいります。
吉野委員	わかりました。そういった流れの中で、ふじみ野市としては学校マネジメント支援員を教頭の補佐をするような教員として、お手伝いをするような教員として充てているということですね。

学校教育課長	そういう理由もございます。ただ、それが全てではございませんので、管理職である校長、教頭のマネジメント支援員として配置をしています。
吉野委員	パブリック・コメントの「地域協働学校の推進」についてですが、ふじみ野市は令和２年度に全校で学校運営協議会を設置しているということで、全国だとまだ６割くらいの設置率というように聞いていますが、ふじみ野市は先進的な取り組みだと思っています。とても素晴らしいと思います。今までの学校運営協議会の中で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４７条の５に「教職員の任用に関する意見を任命権者に対して、学校運営協議会は述べることができる。」と記載されておりますが、学校運営協議会から教職員の任用に関する意見というのは今までにあるのでしょうか。
学校教育課長	はい、ございます。 規則に則って学校運営協議会から提出があり、それに対して教育委員会から回答をしています。
教育長	補足して説明すると、第４７条の５のところには、学校運営協議会として学校長、あるいは教育委員会に意見を述べることができるという条文があり、他に所属する学校運営に対して承認をするというのがあります。先程、吉野委員さんからもありましたように、全国でなかなか学校運営協議会が広まっていかないというのは、学校運営の最高責任者は校長だという思いがあります。しかし、これからの学校運営を進めていくのに校長、あるいは学校の中だけの理屈だけではなく、やはり地域の声、あるいは社会全体の声というのを生かしていく学校運営が必要だと思います。そこで、学校だけの内部で決めるのではなく、外部からの意見もしっかり聞いた上で学校運営の承認をしていくということになるのですが、そこに抵抗感を持つ校長が多いため、全国的になかなか広がっていかないところなのです。私の方で校長に対して説明をしているのは、先程の人事のことも含めてですが、いわゆる学校運営に対する承認をもらうということは地域の方と学校が、どんな子どもを育てたいのか、という子ども像を共有することだと思っています。 地域は地域として、こんな子どもたちが将来の地域を担ってもらいた

	い、学校はその地域に担ってもらえるような子どもたちを育てたい、そのことをお互いに共有し合うということが、承認だということを本市の学校には説明をしています。 その目指す子ども像に向かって、どんな先生達がこの学校に来てほしいのか。例えば、中学校であれば、運動部活動をもっと盛んにしたいとか、あるいは文化系のクラブを盛んにしたいというような場合には、そういう指導に長けている人が欲しい等、そのような意見が寄せられる。 例えば、個別で誰々先生が欲しいとか、異動させてほしい等の意見ではなく、その学校が育てたい子ども像に合うような職員の配置をしてもらいたいというような意見がこれまでも出ているということでございます。
吉野委員	要するに、ある特定の教員を名指しで、ということではないということですね。
教育長	そのとおりです。
西山委員	この第3期ふじみ野市教育振興基本計画も、2年間にわたる会議とパブリック・コメント等の修正も加わって、いよいよ煮詰まってきて素晴らしいものになってきていると感じています。これが今後、ふじみ野市の子どもたちのために実現していければいいのかなと感じております。 私も学校運営協議会、地域協働学校というものは大切であると感じているところですが、その中でもう一つ大切だなと思うのが、PTAです。これは働き方改革や子どもたちの中の風通しを良くするという中で、私は必要だと思う組織ですが、このところ風潮的にPTAの活動を無くそうというような風向きもあると感じています。この点について、教育委員会として、PTAについて、より活動の推進や認識を深めていくことに関して、この教育振興基本計画を進めていく中で何か考えること、実行していこうとしているものはあるのでしょうか。
社会教育課長	PTAにつきましては、ない学校もあると認識しているところでございます。 PTAへの参加が難しいという方も増えているともお聞きしています。ただ、市としましては協力して取り組んでいきたいと考えているところでございます。協力をさせていただく上で具体的な方法も併せて検

教育長	討を進めていきたいと思います。 P T Aという組織が今まで果たしてきた学校、あるいは子どもたちの教育に果たしてきた役割という非常に大きいものがあるというように思います。 今、社会教育課長の方から説明がありましたように、P T Aの組織が無いというようなことも現実あるわけですが、先程の地域協働学校、コミュニティスクールの推進のところでも触れたように、今、学校を支える地域も含めて、少子高齢化あるいは地域コミュニティとしての繋がりがどんどん薄くなっていく中で、やはりP T Aの存在も非常に厳しくなっているのが現状なのだろうと思います。 ですから、学校として今P T Aだけを何とかもう一度過去の姿に戻したいという思いだけで注力しようと思っても大変厳しいだろうなと思います。今そういう思いを共通して持つことが大変難しくなっている時代でもあるので、全体として関わっていかないとP T Aだけを復活させるということについては、復活させたい思いはありますが、非常に難しいと思います。 コミュニティスクールを中心にしながら、地域と学校がもう一回改めて、子どもを育てるとはどういうことなのかをお互いに確認し合うことが非常に重要であると思います。
吉野委員	教育振興基本計画を再度読ませていただきました。一点気づいたことが、アンケートの中では、教員の関心度は「不登校対応の在り方」が46.6%と一番です。また、「本市における教育の現状と課題」の施策2のところでは、いじめのことが細かく書いてあります。ただ、不登校対応の在り方というのが文言として記載されていないので、35ページの下から2行目の「引き続き、いじめの未然防止、」の次に「不登校対応の在り方」という文言を入れた方が良いと思います。教員の関心・態度が一番多いもの、それを課題としているわけですから、「不登校対応の在り方」という文言が課題の中にあっただ方が良いと思います。
学校教育課長 教育長	ありがとうございます。修正を検討したいと思います。 来年度から不登校対策については、相談室の内容を充実させ、カウンセラーを増員するというようなことも入っていますので、当然ながら対

	策は入っているわけなので、入れさせていただきます。
茂井職務代理	学校運営協議会そのものの周知よりも、いわゆる地域協働学校というふじみ野市独自のものでいくと、教育振興基本計画の中でそれがどこかで出てくるかという散見はしているのですが、地域協働学校というのがなかなか見つけることが難しく感じます。何か、どこかのタイトル等に入れることは不可能でしょうか。 タイトルに出てくれば周知されなかったということにはならないのではないかと思います。
教育総務課長	基本方針２の施策の展開と取組の（２）の地域協働学校の推進で、施策の取組というところでは展開させていただいております。
茂井職務代理	パブリック・コメントで知らなかったという意見があるので、こういう言葉をせっかく使っているのであれば、もう少し全面に出しても良いのではないかと思います。
学校教育課長	ありがとうございます。策定委員会でもそのような話題になり、３９ページの基本理念のところ、地域協働学校や地域学校協働活動について説明させていただいたところでございます。
茂井職務代理	先程、西山委員がおっしゃっていたＰＴＡの関与等も、地域協働学校ということで、地域という言葉が出てくれば、当然、地域の方々が協力してＰＴＡの方も参画するという事に繋がっていくと思うので、この言葉をふじみ野市はしっかりと謳っていくのが良いと思います。
教育長	ほかにご質問はございますか。
各委員	（なし）
教育長	この件については、これまでも何度か報告させていただき、今回が最後になります。いくつか修正もございましたが、これらを含めまして第６号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	（賛成）
教育長	賛成総員と認め、第６号議案は、原案のとおり決定いたします。
	○第７号議案
教育長	次に、第７号議案「第３期ふじみ野市教育振興基本計画アクションプラン（案）について」の説明を教育総務課長よりお願いします。

教育総務課長	第3期ふじみ野市教育振興基本計画を策定することから、第3期計画に係るアクションプランを連動して策定することとしております。 資料の2ページをご覧ください。中段の「計画の体系図・計画期間」三角形の図で示しているとおり、計画が、令和7年度から12年度までの6か年計画であり、その期間において、施策の達成に向けて、指標を設定し、毎年度の進捗管理、検証、見直しを行っていくためのアクションプランになります。 先程の第3期計画書案の41ページをご覧ください。 第3期計画は、3つの基本方針、7つの施策、34の施策の展開から構成されています。 次の43ページの「基本方針1、生きる力の育成。の「施策1 確かな学力を育む教育の推進」を例にご説明します。 「基本方針1の施策1」では、施策の目標として2点を掲げております。 1つめが、「地域協働学校の機能を活かし、児童生徒の交流機会の創出や体験活動などを通して、他者を思いやる心や規範意識、コミュニケーション能力を向上させるとともに、一人一人に合ったきめ細やかな指導の充実を図ります。」、2つめが「一人一台端末を活用した授業改善を中心として、教育デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進します。」とあります。 この「施策の目標」を達成するために、44ページ、45ページに6つの「施策の展開と取り組み」を位置付けています。 そして、その施策の取り組みの進捗を図る指標として、46ページ下段に主な施策指標として、施策に関連が深い指標として、「学力が伸びた児童生徒数の割合（埼玉県学力・学習状況調査による）」、「授業中のタブレット端末の活用率（週3回以上）」の2つを計画に位置付け進捗を管理する仕組みとなっています。 この指標は、令和5年度を基準年として、計画最終年度の令和12年度を最終目標値として、指標達成に向けて事業を展開していくものとなります。 そして、アクションプランの9ページになりますが、それに加えまし
---------------	--

	て、各施策に関連する指標として、6つの施策の展開に対し6つの関連指標を、それぞれ設定したものになります。 この表の見方としては、左列の「施策の展開」の番号は6つの施策の展開と連動した番号になっています。 「指標名」として、指標で管理する状態や行為を示しており、第2期計画アクションプランからの継続している場合は○を、また「計画に掲載した主な施策指標」の場合は○を加え、わかるようにしています。 令和5年度末実績を基準として、令和6年度末実績(見込)、令和7年度目標、令和12年度を最終目標として、位置付けております。 次に、指標を担当する担当課、予算事務事業名、そして、指標を選定した定義や選定理由を記載しております。 第3期計画書には、関連の深い指標を記載しており、それを含めて、関係する指標を加えたものをアクションプランとして進捗管理を行います。 アクションプランの2ページの三角形の下段にありますとおり、年度終了後にアクションプラン実施報告書として、教育委員会会議に報告し、分析、評価を行っていくサイクルとしています。 最後に、資料のA3横版は、年度毎にどのように数値を伸ばしていくかなどの内部資料になります。
教育長	この案件について、委員の皆様からご質問がございましたらお願いします。
星野委員	全体を通してなのですが、目標の数字というのはどのように決定されているのでしょうか。
教育総務課長	目標の数字につきましては、内部の検討チーム会議を通しまして審議しております。また、前回の策定委員会の中でも資料をお示しして確認をいただいているところです。
教育長	具体的にどの辺りの数字の裏付けをお聞きになりたい等はございますか。
星野委員	16ページ(1)の家庭教育学級参加者数で、令和6年度末実績見込として2,000人ということで、コロナ前の数字は大体どのくらいか分かりますでしょうか。

学校教育課長	令和５年度の基準に加え過去３年を分析しております。この中で、確かに活動が全くなかったという現状もございますので、過去の平均値から、この目標値を設定させていただいております。
星野委員	この家庭教育学級に関しては、やはりそれぞれの学校のＰＴＡが主催でやってきた部分が多いと思うのですが、先程、西山委員の方からもありましたように、ＰＴＡの活動がだいぶ衰退してきていて、家庭教育学級が実施できていない学校も増えてきている中で、今後の目標として現状の１．５倍以上掲げる理由等があれば教えていただきたいです。
学校教育課長	先程、ＰＴＡの話もございましたが、ＰＴＡという形にこだわらない工夫をしている学校もございます。本部としては残しつつ今の時代に合った形で、ということで基本的には学校と協力をしていこうというところが、本質的なところでございます。さらに、家庭教育学級というところで、県の方で親の学習や子が親になる学習等がございまして、それを受けまして家庭教育力を高めていくというところでございます。我々、学校教育課の方からも運営に対して支援を行ったり、参加する保護者の方が小さなお子さんがある時は保育してもらう人を配置したりする等行いながら、ＰＴＡが共に活動して家庭教育力、親同士の繋がりを高めていければというように進めております。 また、参加者は平成２９年が３，２５１人、平成３０年が３，２８０人、令和元年が３，０００人でございました。
星野委員	コロナ禍前に戻そうという目標値かと思いますが、現状を見てますと、各学校ではなかなかＰＴＡ単位では難しいかと思っておりますので、市全体で取り組み方を工夫するとか、実際に家庭教育学級に来ていただきたいような保護者の方というのは参加されないのでは、その方達をどのように呼び込むかという工夫も考えていかなければならないと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。
教育長	今、核家族化がどんどん進んできていて、中には子育てに非常に不安を抱えている保護者の方も増えてきていると思っております。どこに相談したら良いのかが分からない、そういう悩みに応えるためにも、やはり家庭教育学級の中身の充実ということも含めて参加者の皆さんを増やしていきたいと思っています。

	先程、星野委員さんからもありましたように、来て欲しい人に来てもらえるような内容にしていかなければならない部分もかなりあると思います。 これについては学校教育だけではなくて、社会教育、あるいは公民館等とも連携しながら進めていく必要があると思います。そういう努力もこれからさせていただきたいと思います。
吉野委員	「中学校における職場体験活動の実施校数」で、6校中学校がありますが5校ということで1校実施していない中学校があるかと思いますが、やれない理由等はあるのでしょうか。
学校教育課長	学校の教育課程を考えた時に今年度については、実施計画を立てられないということで、1校は実施しておりません。
吉野委員	是非、次年度以降、中学校6校実施が目標となっていますので、職業教育と言いますか、中学校の段階で身につけるということは非常に重要かと思しますので、全校実施できるようにご指導お願いしたいと思します。 もう一点、教職員の勤務時間外在校時間、いわゆる残業時間だと思しますが、ふじみ野市でいうと令和5年度が一か月あたり、小学校35時間11分、中学校41時間41分。文部科学省の調査では全国平均が確か48時間と聞いていますので、平均からすると頑張っていて、少なくなっていると思います。ただ、令和12年度の目標が小学校35時間未満、中学校40時間未満ですが、文部科学省の方針では30%縮減したい、令和11年度には確か30時間という値が出ていたと思うのですが、小学校35時間未満、中学校40時間未満という目標がずっと続いています。もう少し努力して勤務状況を改善した方が良いと思します。少なくとも令和12年度は、小学校30時間、中学校35時間等の目標設定に変えて、それに向けて各年度少しずつ努力していく、そういった形で再度検討した方が良いのではないかと思います。
学校教育課長	貴重な御指摘ありがとうございます。現状、なかなか難しいところもございますが、再度検討させていただきます。
教育長	小学校の方の時間をさらに削減していくということも、これから検討していかなければならないと思しますが、なぜ中学校の方が小学校より

	も多いのかというと、部活動の時間が入っているからということになります。 先日、文化庁のフォーラムで文化庁の方が示されたのが、部活動の在り方は令和１６年度までに完結するとされています。 取り組みを具体的に始めるのは、文化庁もスポーツ庁も令和８年度に開始します。令和８年度から１１年度までの大きな目標は、休日の部活動を地域と一緒にできないか、ということです。そこで一回見直しをして１２年度からはその見直しの結果、平日の部活動についても触れるか触れないかも含めて検討することとしています。中学校の部活動の在り方については今の段階で、例えば、今から２年ほど前までは全て地域移行するというような話があったんですが、そういう形ではなく、もう一回原点に戻らざるを得ない、子どもたちの活動意欲とか、そういうものにしっかりと応えてあげる必要があると思います。 なかなか国の狙い通りに減らしていけるかというところは非常に難しいところがありますので、ここは微妙なところではあるかなと思います。先程も言ったように、１６年度に最終目標というところで、第一回の見直しは令和１１年度末になります。ここについては未満と記載しておりますので、できるだけ短くできるよう努力しますが、国の方針がまだ定まっていないということもありますので、ここは様子を見ながらということで、基本的には時間外勤務ゼロを目指すのが当然だと思いますが、ここの表記の仕方はこういう内容でお願いをさせていただきたいなと思います。
吉野委員	この数値からしますと、小学校は令和５年度のデータでしょうか、令和６年度でどういうデータが出るか分かりませんが、３５時間１１分だったとすると、令和７年度以降から１２年度まで３５時間未満となると目標値まで１１分縮めることができれば達成になりますが、中学校においては４０時間ですと１時間４１分になりますが、そのくらいの目標にするのか、文部科学省の方針では３０％縮減といっていますので、もう少しハードルを上げて良いのかなとも思います。
教育長	国はそうように示していますが、現場の教員としてはやりたいことがあります。例えば、ここまでは今日中に仕上げていきたいとか、子ども

	たちにこういう教材をつくりたいとか、あるいは部活でもこういう風に練習時間を確保したいという思いもある、その中で一律に枠にはめてやっていくというのが国のやり方だとは思いますが、現場の教員の思いもある中で、もちろん11分しか減っていないというご指摘もありますが、実際にはもっと減らしていくということは、教育委員会としては学校に示していきたいと思っています。 ただ、そこが数字ありきでというのもいかな、という思いもありまして、現場の教員の思い、やりたいという教員もおりますので、その辺の思いも大切にしていきたいと思っています。
吉野委員	確かに現場では、特に中学校の教員等では部活動は時間外でも積極的にやりたいという先生方も結構いらっしゃると思いますが、ただ、方法としては教職調整額も令和11年度には4%から10%に増えると。来年度から1%ずつ段々と上がっていくということなので、そういう意味で手当てはついていくと思うのですが、それにしても時間外労働、小学校35時間未満、中学校40時間未満という目標がずっと続いているのはゴールがよく分からないのではないかなと私は思います。ご検討いただければと思います。
教育長	今、吉野委員から出た勤務時間外の目標値については一度保留にさせていただきたいと思います。
西山委員	施策5のところにPTAのことが書かれていますが、特にPTAに関連する指標は無いようですが、ここ数年のPTAに加入している、もしくは加入していない家庭の数がどの程度あるのかというのは把握されていますでしょうか。
社会教育課長	ただ今資料を持ち合わせていないので、後ほどご報告させていただきます。
西山委員	なぜこだわるのかということなのですが、この表や数値が現れない部分の効果もありますし、学校運営協議会等の中でその当事者である保護者がどの程度関わってくるのかというのは、地域の方々にとっても大事なところでありまして、その中心となるのがやはりPTAという考え方が根強くあります。PTAより学校応援団等の方が参加率が高かったりということもあり、そういう地域の方が協力してくだされば良いのです

	が、やはり目標としてP T Aを支援したり、好事例を共有し推進する等が挙げられているにも関わらず、P T Aの加入数等の目標やP T Aに関して具体的な数値が見られないように感じますので、ここにすぐ載せなければいけないということではないと思いますが、そういった部分を把握していただいて学校運営協議会を盛り上げるためにもP T Aのことについても少し考えていただければと思います。
社会教育課長	仰っていただいていることの重要性は認識しているところでございます。ただ、先程も申し上げましたように、P T Aに参加いただける方が時代的背景等もございまして厳しいところもあると聞いておりますので、検討させていただきたいと思います。
教育長	根本的に、この教育振興基本計画のアクションプランはあくまでも教育委員会の権限に基づいたものに対してどこまで進捗できているかというものでございます。ところが、P T Aの組織は教育委員会の権限に基づかないというところでございますので、これを数値化して目標値を設定するというのは、結論から言って非常に難しいかと思えます。P T Aに関して何か載せるとするとP T Aに対する補助をどのようにしていくとか、補助金を教育委員会としてどのようにしていくとかというところは記載できると思いますが、P T Aの組織そのものを作ることや、どこまで増やすというのは権限に属さないというところで、このアクションプランにはそぐわないかと思えます。
吉野委員	P T A活動を行わない学校、もしくは今後行わない予定の学校というのは市内であるのでしょうか。
社会教育課長	既に中学校1校と、新年度では小学校1校と聞いております。
教育長	ほかにご質問はございますか。
各委員	(なし)
教育長	よろしいでしょうか。 第7号議案は「教職員の勤務時間外在校時間」について、再度検討を行うということで、継続審議とさせていただきたいと思えます。
	○第8号議案
教育長	次に、第8号議案「ふじみ野市立小・中学校職員服務規則の一部を改

学校教育課長	正する規則」の説明を学校教育課長よりお願いします。 令和5年10月31日付け教小第443号にて埼玉県教育委員会教育長より「高齢者部分休業の運用について」通知があり、本市においてもそれを踏まえ「ふじみ野市立小・中学校職員服務規則の一部を改正する規則」を令和6年1月1日より施行しております。 令和6年10月28日付け埼都市教発第30号にて埼玉県都市教育長協議会会長より「公立小・中学校職員服務規則（参考例）の文言整理について」通知があり、埼玉県教育局市町村支援部小中学校人事課からの文言修正の情報提供も踏まえた上、本規則の一部を改正するものです。 新旧対照表をご覧ください。26条の高齢者部分休業の承認申請、27条の高齢者部分休業の変更及び取消しについて、それぞれ「校長を経て教育委員会に提出しなければならない」と明確に示しました。 以上の変更を反映させた、ふじみ野市立小・中学校職員服務規則の一部を改正する改正案を作成いたしました。 なお、公布の日から施行する予定となっております。
教育長	この案件について、委員の皆様からご質問がございましたらお願いします。
各委員	（なし）
教育長	ご質問がないようですのでお諮りいたします。 第8号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	（賛成）
教育長	賛成総員と認め、第8号議案は、原案のとおり決定いたします。 以上で、公開とする議案の審議を終了いたします。
教育長	○報告第2号 それでは、ここからは非公開とします。 非公開
教育長	○非公開の解除 ここで非公開を解除します。

教育長 各課長 教育長 教育長 各委員 教育長 各委員 教育長	○各課からの報告 次に、ここで各課から別件で報告をしておくべき事項がありましたらお願いします。 (報告) ありがとうございました。 ○次回の日程等 続いて、次回の定例教育委員会会議についてです。 今回は、令和7年3月21日(金)午後6時30分から、会場は第2庁舎3階B301会議室を予定しております。 なお、傍聴人の数ですが、5名までとさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。 (異議なし) それでは、次回教育委員会会議の傍聴人は、先着順に5名を限度とします。 (了承) ○閉会の宣告 以上で、令和7年第2回定例教育委員会会議を閉会いたします。 ありがとうございました。
(午後7時30分)	